

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア いなべ市の人口構造

本市の総人口は、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している。平成 18 年の 46,527 人と平成 27 年の 46,195 人を比べると、10 年間で 332 人の減少となっている。

年齢 3 区分別人口割合をみると、老年人口は平成 18 年の 20.9%から平成 27 年には 24.9%と増加している。一方、生産年齢人口は平成 18 年の 64.2%から平成 27 年には 62.0%と減少しており、年少人口も平成 18 年の 14.9%から平成 27 年には 13.2%と減少、全体でみると少子高齢化が進んでいる。

世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、平成 18 年の 15,024 世帯から平成 27 年には 17,092 世帯となっている。一方、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえる。

イ いなべ市の産業構造

本市の産業別就業人口割合の推移をみると、平成 12 年までは第 2 次産業が 5 割を超えていたが、平成 22 年には第 1 次産業が 2.4%、第 2 次産業が 47.2%、第 3 次産業が 50.4%となっており、第 3 次産業の割合が最も多くなっている。

また、全産業において、製造業が売上高や従業者数の約 6 割を占めており、製造業が主要産業となっている。

ウ 中小企業者の実態等

現在、人口減少や少子高齢化の進展、技術革新、国際競争の激化といった大きな社会の変革期に直面する中で、市内の産業を支える中小企業は、後継者不足や労働力不足、設備の老朽化に伴う労働生産性の伸び悩みといった経営課題を抱えている。

このような中、市内の中小企業の労働生産性を抜本的に向上させることで、労働力不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するために、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入計画の認定数が、年平均 6 件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

いなべ市の産業は、製造業、卸売・小売業、農業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、当市の魅力の一つである自然環境を守り、重要な観光資源である景観や環境への調和や配慮が特に必要であることを踏まえて、発電した電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）及び発電した電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備であって市内に大半の労働者が常駐する事業所等の敷地内に設置するものに限るものとし、それ以外の設備は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

いなべ市の産業は、市内に広く点在して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

いなべ市の産業は、製造業、卸売・小売業、農業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。よって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ITの導入、省エネルギー化等、多種多様であるため、本計画において対象とする事業は、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 健全な地域経済の発展に資するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢

- 力との関係が認められるものについては、本計画において認定の対象としない。
- (2) 既存の雇用の安定を優先するため、人員削減を目的とした取組は、本計画において認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。